

目次

CONTENTS

| | | |
|-----|--|----|
| 特報1 | 新潟県中越地震における緊急消防援助隊の活動 | 4 |
| 特報2 | 平成16年版 消防白書 要旨 | 7 |
| 特報3 | 火災予防条例(例)の一部改正の概要について ～一連の産業災害を踏まえた火災予防対策の充実強化～ | 12 |
| 特報4 | 非医療従事者による 自動体外式除細動器(AED)の使用 | 14 |

平成17年1月号 No.406

巻頭言 年頭の辞

TOPICS

| | |
|---|----|
| 平成17年1月26日は第51回文化財防火デー | 16 |
| 第7回全国消防救助シンポジウムの開催 | 18 |
| 「消防庁NBCテロ・国民保護図上訓練」開催結果 | 19 |
| 平成16年度消防功労者総務大臣表彰式 | 20 |
| 総務大臣感謝状及び消防庁長官表彰・感謝状の授与 ～平成16年新潟県中越地震長岡市妙見町土砂崩れ現場における救助活動～ | 21 |

Report

| | |
|--|----|
| 消防法施行令の一部改正等の概要(住宅用火災警報器等関係) | 22 |
| 石油コンビナート等における特定防災施設等及び 防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の概要 | 25 |

消防通信～北から南から

| | |
|-----------------------------|----|
| 兵庫県 西宮市消防局「甲子園球場のあるまち・・・西宮」 | 26 |
|-----------------------------|----|

消防通信～望楼

| | |
|----------------------------------|----|
| 鈴鹿市消防本部(三重県)/八代広域行政事務組合消防本部(熊本県) | 27 |
| ニライ消防本部(沖縄県)/君津市消防団(千葉県) | |

コラム2005

| | |
|------------------|----|
| 消防庁職員活動服と職名章のご紹介 | 28 |
|------------------|----|

広報資料(2月分)

| | |
|------------------------------|----|
| 林野火災を防ごう!～全国山火事予防運動～ | 29 |
| ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ | 30 |

INFORMATION

| | |
|--------------|----|
| 11月の主な通知 | 31 |
| 広報テーマ(1・2月分) | 31 |



表紙
滋賀県 防災消防ヘリ
「淡海(おうみ)」

年頭の辞



消防庁長官 林 省吾

平成17年の新春を迎えるにあたり、全国の消防関係者の皆様に謹んで年頭のご挨拶を申し上げますとともに、日頃のご尽力に対して心から敬意を表し、深く感謝申し上げます。

さて、社会経済情勢等の変化により、消防防災行政を取り巻く環境は大きく変化しており、我々は、その変化に的確に対応できる体制を整備しなければなりません。

そのため、昨年4月には、緊急消防援助隊を法制化し、大規模災害時の長官の指示権の創設等、体制の充実を図ったところであり、新潟・福島豪雨、福井豪雨、兵庫県における台風23号被害及び新潟県中越地震に際しても、被災者の救出・救助活動のため、出動していただいたところです。6月には、「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律」が公布され、多発した企業災害に対する安全対策を図るとともに、住宅火災による死者数を減少させるため、住警器等の設置の義務づけを規定したところでもあります。また、9月には、国民保護法が施行され、避難住民の誘導や武力攻撃災害による火災の消火・救助等、消防の役割が改めて重要なものとして位置づけられました。

現在、行政が最優先すべき政策の基本目標は、「地域の安全と住民生活の安心・安全の確保」にあると言っても過言ではありません。そのためには、組織・体制の整備、特に、広域で緊急事態に即応できる体制の構築が不可欠です。更に、先に述べた豪雨災害や新潟県中越地震の課題を踏まえ、防災施設等の耐震化、災害発生時の情報伝達手段の確保、災害時相互応援協定の締結の推進等、今後とも消防防災対策に万全を期していかなければなりません。

また、これらを実効あるものにするため、消防団や自主防災組織の充実が不可欠であり、高齢者等の災害時要援護者対策を含めて、地域防災力を高めることが重要であると考えます。

消防庁といたしましても、大規模災害等の緊急事態において、地域住民が避難や救助等に大きな役割を果たすことを踏まえ、地域単位でのきめ細かな安心・安全の地域づくりや地方団体と連携した訓練の実施等、各般の施策に積極的に取り組んで参りたいと考えております。

皆様方におかれましては、我が国の消防の更なる発展と、国民が安心して暮らせる安全な地域づくりのために、より一層ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

皆様方のますますのご健勝とご発展を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

消防の動き



平成17年
1月号

No. 406

新潟県中越地震における緊急消防援助隊の活動
平成16年版 消防白書 要旨
火災予防条例(例)の一部改正の概要について
～一連の産業災害を踏まえた火災予防対策の充実強化～
非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用

消 防 庁



新潟県中越地震における緊急消防援助隊の活動

震災等応急室

1 はじめに

平成16年10月23日(土)17時56分頃、阪神・淡路大震災以来の震度7の激震が、新潟県中越地方を襲った。この地震以降2時間以内に、さらに3回にわたり震度6弱以上の地震が発生し、4日後の27日10時40分頃にも震度6弱を記録する地震が発生した。(表1参照)

この地震により、40人が死亡するなど多くの死傷者を出すとともに、2,728棟の住家が全壊するなど多くの建物が損壊し、9件の火災が発生した。(表2参照)

山村部では多数の山崩れ等が発生して道路が寸断され、山古志村では全村避難を余儀なくされたほか、妙見堰母

子生き埋め救助現場での2歳男子の救出状況がテレビ中継され、その後も天然ダムへの警戒が続くなど今なお多くの国民の関心が注がれている。

この地震に際しても緊急消防援助隊が出動し、多数の住民の救出など初期の活動の目的を達したところであるが、その主な活動状況は次のとおりである。

2 緊急消防援助隊の出動

(1) 概要

10月23日(土)から11月1日(月)までの10日間で、1都14県(宮城県、山形県、福島県、栃木県、茨城県、埼

表1 新潟県中越地震の概要

| | 発生日時 | | 震央 | | 震源の深さ | マグニチュード | 最大震度 | 最大震度を記録した市町村 |
|---|-------------|---------|--------|---------|-------|---------|------|--------------|
| | | | 北緯 | 東経 | | | | |
| 1 | 平成16年10月23日 | 17時56分頃 | 37度17分 | 138度52分 | 13km | 6.8 | 震度7 | 川口町 |
| 2 | 平成16年10月23日 | 18時11分頃 | 37度15分 | 138度50分 | 12km | 6.0 | 震度6強 | 小千谷市 |
| 3 | 平成16年10月23日 | 18時34分頃 | 37度18分 | 138度56分 | 14km | 6.5 | 震度6強 | 十日町市、川口町、小国町 |
| 4 | 平成16年10月23日 | 19時45分頃 | 37度18分 | 138度53分 | 12km | 5.7 | 震度6弱 | 小千谷市 |
| 5 | 平成16年10月27日 | 10時40分頃 | 37度17分 | 139度02分 | 12km | 6.1 | 震度6弱 | 広神村、入広瀬村、守門村 |

表2 新潟県中越地震の被害状況

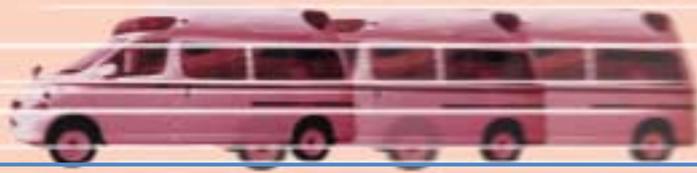
| 被災県 | 人的被害(人) | | | 住家被害(棟) | | | 建物火災 |
|-----|---------|------|-------|---------|-------|--------|------|
| | 死者 | 行方不明 | 負傷者 | 全壊 | 半壊 | 一部損壊 | |
| 新潟県 | 40 | | 2,990 | 2,728 | 9,402 | 81,999 | 9 |
| 長野県 | | | 3 | | | | |
| 埼玉県 | | | 1 | | | | |
| 福島県 | | | | | | 1 | |
| 群馬県 | | | 6 | | | 1,031 | |
| 計 | 40 | 0 | 3,000 | 2,728 | 9,402 | 83,031 | 9 |

表3 緊急消防援助隊出動状況(平成16年新潟県中越地震)

| | 都県名 | 10月23日(土)~24日(日) | | 25日(月) | | 26日(火) | | 27日(水) | | 28日(木) | | 29日(金) | | 30日(土) | | 31日(日) | | 11月1日(月) | |
|----|------|------------------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|---|--------|---|----------|---|
| | | 陸 | 空 | 陸 | 空 | 陸 | 空 | 陸 | 空 | 陸 | 空 | 陸 | 空 | 陸 | 空 | 陸 | 空 | | |
| 1 | 宮城県 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 東京都 | | 3機 | | 3機 | | 2機 | | 2機 | | 2機 | | | | | | | | |
| 3 | 山形県 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 福島県 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 富山県 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 埼玉県 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 群馬県 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 石川県 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 長野県 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 栃木県 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 千葉県 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 茨城県 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 神奈川県 | | | | | | | | | | 2機 | | 2機 | | | | | | |
| 14 | 愛知県 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | 山梨県 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 都県数計 | 5 | 11 | 5 | 11 | 4 | 9 | 4 | 4 | 5 | 3 | 4 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

総数：1都14県 ：陸上 ：航空

4 消防の動き



玉県、東京都、千葉県、神奈川県、群馬県、長野県、山梨県、富山県、石川県、愛知県）内の163の消防本部及び10の県防災航空隊から、480隊（ヘリコプター20機を含む）、2,121人が、小千谷市、川口町、山古志村、長岡市等で活動し、453名（ヘリコプター282名、陸上171名）を救出した。（表3参照）

（2）主な活動等

発災後、消防庁では直ちに災害対策本部を設置し、緊急消防援助隊の出動にかかる準備を開始するとともに、10月23日18時25分に消防組織法第24条の3第2項に基づき埼玉県知事に対し防災ヘリコプターの、同条第4項に基づき仙台市長に対し指揮支援部隊及び消防ヘリコプターの出動を要請した。

10月23日19時20分に新潟県知事から長官に要請があったことから、直ちに同条第1項に基づき山形県、福島県、富山県及び東京都に出動要請を行った。以後、基本的に「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき出動県隊を指定し、順次部隊の交代及び増強を行った。発災後直ちに新潟県庁に緊急消防援助隊調整本部が設置され、指揮支援部隊が到着するまでの間に新潟市消防局が、県内広域応援隊の指揮、緊急消防援助

隊の進出拠点の選定、新潟県警察本部への誘導依頼など関係機関との調整を適切に行った。

山古志村への道路が崩壊等により寸断され陸路での進入が困難であったことから、ヘリコプターで隊員が進入して孤立住民の救出や安否確認に当たった。特に全村避難に際し、自衛隊、警察、海上保安庁及び消防が連携し、ヘリコプターの効率的活用が図られた。

妙見堰母子生き埋め現場において、長岡市消防本部指揮隊長の指揮の下、新潟市消防局救助隊及び東京消防庁をはじめとする緊急消防援助隊救助部隊等が夜を徹して活動し、2歳男子及び母親（医療機関搬送後死亡確認）を発災から92時間ぶりに救出した。

（3で紹介）

強い余震が続いたこと、山崩れ等により天然ダムが形成されたことなど二次災害の発生が懸念されたことから、緊急消防援助隊による警戒活動が継続された。また、11月1日に緊急消防援助隊が引き上げた後も、山形県、福島県、群馬県、長野県及び富山県が11月24日まで出動態勢の強化を図った。

緊急消防援助隊調整本部、指揮支援本部における関係機関等との調整などを行うために、消防庁職員35人及び消防研究所職員18人の計53人を派遣した。



（写真提供：東京消防庁）



3 妙見堰母子生き埋め現場における救助活動

10月26日新潟県警ヘリにより長岡市妙見堰の土砂崩れ現場で、乗用車の一部が露出しているのが発見され、ナンバー確認の結果、小出町の不明母子乗車の車であることが確認された。現場状況の確認に着手したが、日没のため作業が中断された。

政府の新潟県現地支援対策室における対策会議の結果、救出活動について、国土交通省、自衛隊、消防、警察が共同して、全力で対応する旨が決定された。これを受け、消防庁では翌27日1時30分に対応方針の検討に入り、4時00分に東京消防庁ハイパーレスキュー隊の出動を要請した。

ハイパーレスキュー隊はヘリコプターで小千谷市に到着し、現地緊急消防援助隊（宮城県、長野県、栃木県）、新潟市消防局の救助部隊等とともに10時50分に現場に到着、国土交通省土木研究所員による調査結果を待って、13時00分に地元長岡市消防本部の指揮下で活動を開始した。14時39分に皆川優太ちゃんが、16時35分に母親が救出（医療機関搬送後死亡確認）された。その後も茨城県隊及び千葉県隊が加わり女兒の救出が徹夜で行われたが、翌28日12時20分医師により死亡が確認され、13時24分に長岡市長から撤収命令がなされ活動が終了した。

この救助活動の様子は長時間テレビで放映されるとともに、海外のマスメディアでも紹介されて、国内外を問わず賞賛の声があがった。

また、この活動に対して、11月19日に麻生太郎総務大臣から感謝状が、林省吾消防庁長官から長官表彰状が、各指揮隊、救助部隊及び航空隊に授与された。

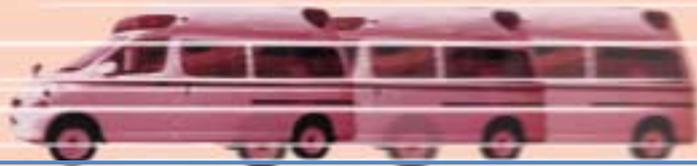
4 おわりに

消防庁では、これまでの4回の緊急消防援助隊の出動事例をもとに、緊急消防援助隊調整本部の一層の機能強化を図るために、緊急消防援助隊調整本部の運用の徹底について（平成16年11月9日消防震第76号）を通知したところであるが、その実効性を確保するために今後とも様々な機会を通じて訓練等を重ねていく必要がある。

また、11月15日（月）各都道府県隊長及び指揮支援部隊長が集まり、静岡市で開催された緊急消防援助隊図上訓練に併せて実施された隊長会議において、緊急消防援助隊調整本部の重要性が再確認され、また、応援部隊のより迅速な被災地への参集要領などについて今後各都道府県及び消防本部において検討がなされることになった。

来年度には緊急消防援助隊全国合同訓練が予定されており、このような機会を通じて検証を行い、応援活動がより効率的に行われるよう対処していくことになっている。





平成16年版 消防白書 要旨

総務課

平成16年版消防白書が、平成16年12月21日の閣議報告を経て公表されました。ここでは、「特集」、「トピックス」を中心に、白書のポイントを紹介します。

なお、主な統計数値については、P.11をご覧ください。

また、白書全文については、消防庁HP(www.fdma.go.jp)でご覧になれます。

特集

緊急消防援助隊と国民保護法制

- 国家的視野に立った消防の新たな構築 -

消防防災行政を取り巻く状況は近年大きく変化し、消防の任務は従来の火災、救急、救助、自然災害対応から大規模地震、テロへの対応や危機管理が重要な課題となっており、緊急事態への国・地方を通じる対応体制の強化が急務となっています。このような中で、今後の消防防災行政において重要な課題となっている「緊急消防援助隊」と「国民保護法制」について、これまでの法制化の経緯やその概要、運用状況や今後の取り組み・課題等を紹介しています。

緊急消防援助隊

消防組織法改正による法制化

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年6月に創設され、平成12年の有珠山噴火災害、平成13年の芸予地震などの自然災害や昨年の十勝沖地震に伴う出光興産(株)北海道製油所タンク火災などの火災事案等に出動している。

しかしながら、近年、東海地震等の切迫性やNBCテロ災害等の危険性のもと、消防組織法改正により、平成16年4月から、法律上の位置付けが明確化するとともに消防庁長官に大規模災害時等における出動の指示権を付与するなど、全国的な観点からの緊急対応体制の充実強化を図った。

現在、緊急消防援助隊は、全国の消防本部から登録された指揮支援部隊、都道府県指揮隊、消防部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊の10部隊で構成され、全国812消防本部から2,821隊が登録されている。

活動状況（法制化後）

- ・新潟・福島及び福井豪雨災害（7月）
出動人員 1都11県、171隊、693人
救出者1,855人（新潟）
出動人員 2府10県、159隊、679人
救出者 388人（福井）
- ・台風第23号兵庫県豊岡市水害（10月）
出動人員 1府3県、70隊、284人
救出者 127人

- ・新潟県中越地震災害（10月）

出動人員 1都14県、480隊、2,121人
救出者 453人

東海地震等における出動計画

東海地震、南関東地域直下型地震等の大規模地震については、2以上の都道府県に及び著しい地震被害が想定されることから、全国的規模での緊急消防援助隊の出動を行うこととしている。

教育訓練

緊急消防援助隊は、全国各地から出動した部隊が同一の被災地域での活動を任務としており、円滑かつ効果的な活動を行うため、指揮及び相互の連携活動能力を高める必要があり、毎年全国の各地域でブロック合同訓練を実施しているほか、平成17年度に全国合同訓練を実施することとしている。

今後の課題

以上のように法制化後、新たに発足した緊急消防援助隊であるが、今後さらに活動能力を高めていくため、

大規模災害・特殊災害等発生時における、消防庁の情報収集体制の充実による、出動の要否、派遣地域、必要な部隊規模・種類の判断等オペレーション機能の強化

緊急消防援助隊調整本部運営訓練や大規模な参集・集結訓練など、より実践的な教育訓練の実施
東海地震に係るアクションプランの検証や東南海・南海地震等を想定したアクションプランの策定など、具体的事実を想定した運用体制の構築

計画的な登録部隊の増強（平成20年度までに3,000隊規模を目標）及び車両、航空機、資機材等施設整備の推進

NBC災害等特殊災害に対する対応方策の検証等に引き続き取り組んでいく必要がある。

国民保護法制

国民保護法の成立

平成16年6月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）が成立し、9月17日から施行された。

国民保護法では、地方公共団体は、警報の伝達や避難の指示、救援の実施等の国民の保護のための措置の多くを実施する責務を有し、消防も、市町村長の指揮の下に避難住民の誘導や、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護し、武力攻撃災害を防除及び軽減することが規定され、重要な責務を負うことになった。



地方公共団体の役割

国民保護法においては、地方公共団体が国民の保護のための措置を多く実施する責務を有しているところである。

平時における役割

- ・ いざというときに迅速に国民の保護のための措置を実施するための国民保護計画の作成
- ・ 国民保護計画の作成に際し幅広く住民や関係者から意見を聴取するための国民保護協議会の設置
- ・ 国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための必要な組織の整備
- ・ 国民の保護のための措置についての訓練
- ・ 武力攻撃事態等における役割
- ・ 国民保護計画に基づく国民保護対策本部の設置
- ・ 警報の通知・伝達、避難指示
- ・ 避難住民の誘導、救援、安否情報の収集・整理及び報告

消防の役割

国民保護法第97条では、消防の任務を「消防は、その施設及び人員を活用して国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による災害から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減しなければならない。」と規定。

特に、避難住民の誘導については、市町村長が市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮して行うこととなっているが、平素から地域で活動している消防吏員や消防団員が大きな役割を担うことが期待されている。

今後の課題等

消防庁では、地方公共団体における国民保護計画の作成を支援するため、国民保護モデル計画を作成することとしているほか、市町村における避難実施要領の迅速な策定を支援するため避難マニュアルを作成する予定である。また、警報の伝達システムや安否情報の収集・提供のためのシステムのあり方についても検討していくこととしている。

また、国民保護法における消防の役割は重要かつ広範囲にわたることから、平成16年7月、消防庁長官を本部長とし、消防庁国民保護推進本部を設置し、地方公共団体の取組みを支援していくこととしている。

さらに、国民保護モデル計画の作成に当たっては、事態の想定、武力攻撃の状況等に応じた避難の方法等について、幅広い視点から検討していくことが必要であることから、「地方公共団体の国民保護に関する懇談会」（座長：石原信雄・元内閣官房副長官）を設置した。

消防庁では、この議論も踏まえ、平成16年度末までに都道府県の国民保護モデル計画を作成し、提示することを予定している。

これらにより、我が国の有事における国民保護のための基本的な仕組みが整備されたこととなるが、実際に有事が起こった際に、これらの仕組みが

有効に機能するためには、国、地方公共団体は、平時から必要な体制の整備に努めていくことが必要である。

トピックス

新潟県中越地震及び今年の風水害の状況と消防の対応

平成16年は、新潟・福島及び福井豪雨や度重なる台風の上陸、さらには新潟県中越地震など多くの自然災害が発生しました。トピックスでは、これらの災害の概要、対応及び課題について紹介しています。

豪雨・台風災害

消防庁をはじめとした国の対応

- ・ 7月新潟・福島及び福井豪雨災害及び10月台風第23号兵庫県豊岡市水害に緊急消防援助隊を派遣400部隊、1,656人が活動し2,370人を救出した。
- ・ 7月の豪雨災害を踏まえ、地方公共団体に対して、迅速な避難体制の確立のための情報収集・伝達体制や避難体制の整備
- ・ 初動体制の速やかな確立のための職員の動員配備や緊急消防援助隊の出動要請等について周知徹底した。
- ・ 政府としても、豪雨災害対策の推進のために検討すべき課題や対策について確認し、中央防災会議に報告した。

課題

今回特に問題となった避難勧告や高齢者等災害時要援護者の避難対策については、関係省庁・関係地方公共団体・有識者で構成する検討会が設置され、「避難勧告・指示、避難行動のマニュアルの整備」及び「高齢者等災害時要援護者の避難支援ガイドラインの策定」について、年内に骨子を発表し、年度内にマニュアルやガイドラインを取りまとめるというスケジュールで検討している。

新潟県中越地震

災害の概要

新潟県川口町で兵庫県南部地震以来の震度7を記録し、死者40人、負傷者2,867人、全壊家屋2,028棟、半壊4,430棟、一部破損4万2,429棟（11月17日現在）と大きな被害が発生した。

消防庁の対応

- ・ 緊急消防援助隊は、11月1日までの間、延べ480隊、2,121人が出動し、孤立住民等の救出活動等に当たり、453人を救出した。
- ・ 消防庁から地方公共団体に対して、食料、水、医薬品、日用品等の物資の提供
- ・ 上下水道の復旧に係る土木技術職員や家屋の危険度を判定する職員並びに心のケアに対応する



ための専門家等の派遣等
についての支援を要請した。

課題

消防庁では、地方公共団体に対して、「震災対策の徹底について」を通知し、以下の課題について改めて万全を期すよう徹底した。

- 防災拠点となる公共施設等の耐震化
- 初動期の確実な被災情報の収集
- 地域防災計画における震災対策の充実
- 市町村における災害時相互応援協定の締結の促進
- 災害時における備蓄の推進
- 避難者への対応

今後に向けて

大規模な災害や広域に及ぶ災害が発生した場合、行政の能力には限界があることから、迅速な人命救助活動、さらには避難生活において、自助・共助・公助の連携がいかに機能するかにかかっている。

今回浮き彫りとなった課題への対策については、これら
が有効に機能すること念頭に検討していく必要がある。

トピックス

地域防災体制の戦略的整備について

平成17年1月17日、阪神・淡路大震災から10周年を迎えます。多くの尊い命を犠牲にしたこの災害を契機に、これまで新たな法の制定や制度の創設等、地方公共団体の体制整備に係る様々な施策の充実が図られてきました。トピックスでは、今回の新潟県中越地震等も踏まえ、今後の課題等について紹介しています。

今後の課題

・耐震化の推進

防災拠点となる公共施設等の平成19年度末見込みでは、全国ベースで半数近くの公共施設等の耐震性が確保されていない状況であり、早急に取り組みを進めていく必要がある。

・防災行政無線の整備

同報系防災行政無線の整備率は全国ベースでは十分なものとはいえ、早急な整備が必要である。

・消防団の充実・自主防災組織の育成・充実、相互の連携による地域防災力の強化

災害時はもとより、国民保護の観点からもその役割が期待される消防団・自主防災組織については、今後とも団員の確保・組織率の向上・相互の連携等の取組みが必要である。

地域防災体制の戦略的整備に向けて

阪神・淡路大震災から10年を迎え、改めて地域の防災力を見直し、防災投資の戦略的配分が求められている。大規模災害に備えて防災施設を整備する等、地域防災体制の整備に努める必要がある。

トピックス

住宅防火対策の充実強化 ～住宅用火災警報器等の設置義務化～

近年の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。以下同じ。）は増加傾向にあります。トピックスでは、このような状況等を踏まえて義務付けられた住宅用火災警報器等の設置について紹介しています。

消防法改正の背景

近年の住宅火災による死者数は、増加傾向にあり、平成15年中の住宅火災による死者数は昭和61年以来17年ぶりに1,000人を超え1,041人となっている。特に、死者の過半が65歳以上であることから、今後、高齢化の進展によりさらに増加するおそれがある。

このような状況を踏まえ、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器について、住宅への設置を義務付ける等を内容とする「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律」が衆参両議院で全会一致で決成立し、平成16年6月2日に公布された。

改正後の消防法令の概要(住宅防火関係)

法律改正に続いて、政令において、いわゆる住宅用火災警報器及び住宅用自動火災報知設備が規定され(以下これらを「住警器等」という。)住警器等を設置する部分として、

就寝の用に供する居室

の住宅の部分が存する階から直下階に通ずる階段等

が定められた。

住警器等の設置及び維持の適用時期

新築住宅については、改正法の施行期日(平成18年6月1日)から設置の義務化が図られることとなるが、既存住宅への適用については、市町村の条例で定める日までの間は適用しないとされている。

今後の課題

戸建住宅等に住警器等の義務化を図っていく上で、広く国民に住警器等の設置による効果等を広報し、設置の必要性を理解してもらうことが必要であり、消防団、婦人防火クラブ等と連携した住警器等の設置、維持管理等に係る啓発及び普及方策の推進など様々な施策を講じていくこととしている。

トピックス

地域安心安全ステーション整備モデル事業 ～地域安心安全アクションプラン～

「地域安心安全アクションプラン」とは、自主防災組織やコミュニティ等の住民パワーを活かし、地域の安心・安全を確保するため、防災・防犯等に幅広く対応する地域拠点・ネットワークの創出に取り組むことが必要であると、平成16年5月11日の経済財政諮問会議において麻



生総務大臣が提言したものです。トピックス では、そのうちの「地域安心安全ステーション整備モデル事業」について紹介しています。

具体的内容

消防庁としては、特に「地域安心安全ステーション整備モデル事業」について、総務省及び警察庁と連携し積極的に取り組んでいる。

具体的には、全国の小学校区単位で公民館や消防団詰所、交番コミュニティルームなどを「地域安心安全ステーション」として指定し、当該ステーションを活動拠点として自主防災組織や各種コミュニティが行う災害訓練や「安心安全パトロール」活動、消火訓練、自動体外式除細動器(AED)を使用した応急手当等について、資機材の整備支援、ノウハウの提供などを通じて支援を行う。

今年度は、モデル事業の実施を希望する市区町村を公募し、所定の書類審査を経て選考し、平成16年7月30日に選定15団体を発表した。

今後の展開としては、モデル活動事例を評価・検証するとともに、報告書として取りまとめ、他地域への普及と全国への展開を一層推進する予定である。

本文の記述内容

第1章 災害の現況と課題

この章では、出火状況、火災による死者の状況等をはじめ、各種災害の現況及び最近の動向、消防行政の現況と課題等について、次の災害の分野ごとに記述しています。

- 火災予防
- 危険物施設等における災害対策
- 石油コンビナート災害対策
- 林野火災対策
- 風水害対策
- 火山災害対策
- 震災対策
- 特殊災害対策等

第2章 消防防災の組織と活動

この章では、常備消防機関及び消防団の体制や活動状況、緊急消防援助隊、国民保護等について、次の項目ごとに記述しています。

- 消防体制
- 消防職団員の活動
- 教育訓練体制
- 救急体制
- 救助体制
- 航空消防防災体制
- 広域消防応援と緊急消防援助隊
- 国と地方の防災体制等
- 国民保護のための取り組み
- 消防防災の情報化の推進

第3章 自主的な防災活動と災害に強い地域づくり

災害に強い安全な地域社会をつくるためには、国民の防火防災意識の高揚を図ることが必要であり、また、大規模災害に的確に対応するためには、地域における自主的な防災活動や、ボランティアによる活動が重要です。

この章では、防火防災意識の高揚等について、次の項目ごとに記述しています。

- 防火防災意識の高揚
- 住民等の自主防災活動
- 災害に強い安全なまちづくり

第4章 規制改革への対応

消防行政に係る安全規制については、国民の生命、身体及び財産の保護のために極めて重要ですが、近年、国際化の進展や社会経済活動の多様化等を背景に、規制緩和などの規制改革が大きな課題となっています。

この章では、「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づく規制改革や構造改革特区制度において実施することができる特例措置の取組み状況等について記述しています。

第5章 国際的課題への対応

災害から、生命、身体及び財産を守ることは各国共通の課題であり、消防における国際協力・国際交流は、人道主義、国際社会への貢献、環境保全等の観点から、必要性・緊急性の高い分野です。

この章では、開発途上諸国への消防技術協力や、先にモロッコで発生した地震の際に救助活動を行った国際消防救助隊の活動等について次の項目ごとに記述しています。

- 国際協力・国際交流
- 国際緊急援助
- 基準・認証制度の国際化への対応
- 地球環境の保全

第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

災害の複雑多様化に伴い、災害の防止、被害の軽減、原因の究明等に関する科学技術の研究開発が果たす役割はますます重要になっています。

この章では、大規模災害等発生時には、現場において消防機関等と一体となった災害対応を担うことになる独立行政法人消防研究所が実施した研究開発の推進策や研究の状況、消防庁や消防機関等の研究等について記述しています。

第7章 今後の消防防災行政の方向

社会経済情勢等の変化の中で、備えを行うべき災害等の対象には大規模地震等の自然災害、重大事故に加え、テロや有事も含め複雑多様化しています。このような状況の中で、消防防災行政の根幹が住民の生命・身体・財産を守ることを改めて認識し、この章では次の2点を当面の最重要課題として記述するとともに重点施策の具体的内容として5点を挙げ記述しています。

当面の最重要課題

国として対処すべき大規模災害等に対し、消防庁及び各消防本部や地方公共団体が戦略的・実践的に対処できる体制を確立する。

大規模災害等の緊急事態において、住民やコミュニティが住民の避難や救助等に大きな役割を果たすことを踏まえ、地域単位でのきめ細かな安心・安全地域づくりを推進する。

重点施策の具体的内容

第一に、大規模地震・豪雨災害・特殊災害時における全国的見地からの緊急対応体制の充実・強化を図るため、消防庁及び緊急消防援助隊の役割を一層充実強化することが必要。

第二に、国民保護法が平成16年6月に成立し、制度の根幹を消防防災行政が担うこととなり、その体制整備を進めることが必要。同時に、NBCテロ等を含め緊急事態への対処が重要な課題となり、常備消防・消防団・自主防災組織の役割を充実強化することが必要。

第三に、大規模な企業災害が多発しており、安全対策の確立が急務。

第四に、最近における住宅火災による死者数が急増していることや放火が出火原因の第1位を占めるなど、地域における新たな防火・防犯体制の構築が必要。特に、住宅火災については、住宅用防災機器の設置が義務付けられることとなったが、今後は地域における防火・防犯の体制を一層強固なものとすることが大切。

第五に、救命率の向上のため、救急救命士の処置範囲拡大や応急手当の普及など、救急救命等の高度化により、一層の体制強化が必要。特に、平成16年7月から、非医療従事者による除細動器の使用が認められることとなり、今後の普及のため環境整備を進めることが重要。

附属資料等

附属資料は、統計数値を掲載している。

また、「囲み記事」として、大規模災害時等に消防団が活躍する活動事例や近年増加傾向にある女性消防団員の紹介などトピック的な内容を記述している。

<平成16年版消防白書の主な統計数値>

1. 火災の状況

(平成15年中)

| | 件数 | 前年比(件数) | 前年比(%) | 死者数(人) | 前年比(件数) | 前年比(%) |
|-----|--------|---------|--------|--------|---------|--------|
| 建物 | 32,534 | -1,637 | -4.8 | 1,494 | 74 | 5.2 |
| 林野 | 1,810 | -1,533 | -45.9 | 19 | 3 | 18.8 |
| 車両 | 7,366 | -419 | -5.4 | 313 | -21 | -6.3 |
| 船舶 | 136 | 23 | 20.4 | 4 | 3 | 300.0 |
| 航空機 | 3 | -1 | -25.0 | 1 | -4 | -80.0 |
| その他 | 14,484 | -3,751 | -20.6 | 417 | -42 | -9.2 |
| 合計 | 56,333 | -7,318 | -11.5 | 2,248 | 13 | 0.6 |

出火件数、建物焼損床面積、延焼棟数及び損害額とも概ね減少しているが、死者数は増加
建物火災による死者の85.7%は住宅での死者

住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)のうち65歳以上の高齢者は56.6%と極めて高い

1日当たり154件発生

主な出火原因 1位 放火 2位 こんろ 3位 放火の疑い 4位 たばこ(放火は7年連続1位)

放火及び放火の疑いは、1万4,061件(出火件数の25.0%)

2. 風水害の状況

| 死者・行方不明者(人) | | 負傷者(人) | | 全壊(棟) | | 半壊(棟) | | 一部破損(棟) | |
|-------------|-----|--------|-----|-------|-----|-------|-----|---------|-------|
| H16 | H15 | H16 | H15 | H16 | H15 | H16 | H15 | H16 | H15 |
| 230 | 60 | 2,540 | 483 | 773 | 115 | 8,182 | 238 | 75,995 | 3,355 |

平成16年は11月10日現在

3. 主な地震の状況

| | 震央地等 | 最大震度 | 死者・行方不明者(人) | 負傷者(人) | 全壊(棟) | 半壊(棟) | 一部破損(棟) |
|----|---------------|------|-------------|--------|-------|-------|---------|
| 15 | 5/26 宮城県沖 | 6弱 | 0 | 174 | 2 | 21 | 2,404 |
| | 7/26 宮城県北部 | 6強 | 0 | 677 | 1,276 | 3,809 | 10,976 |
| | 9/26 十勝沖地震 | 6弱 | 2 | 849 | 116 | 368 | 1,580 |
| 16 | 10/23 新潟県中越地震 | 7 | 40 | 2,867 | 2,028 | 4,430 | 42,429 |

新潟県中越地震は、11月17日現在

4. 消防組織

(平成15年4月1日現在)

| | 数値 | 前年比(件数) | 前年比(%) | 備考 | |
|------|-----------|---------|--------|------|------------------|
| 常備消防 | 消防本部 | 886 | -8 | -0.9 | 市町村合併と広域再編による減 |
| | 消防署 | 1,699 | 3 | 0.2 | |
| | 消防職員(人) | 155,524 | 508 | 0.3 | |
| 消防団 | 消防団 | 3,524 | -74 | -2.1 | |
| | 消防団員(人) | 919,105 | -9,327 | -1.0 | |
| | 女性消防団員(人) | 13,148 | 708 | 5.7 | 1,017団(全体の28.9%) |

火災等への職団員の出動 97万8,292回 延べ1,177万5,203人 1日当たり2,680回
うち団員の出動 24万6,237回 延べ473万9,850人

5. 救急出動件数及び搬送人員

(平成15年中)

| | 数値 | 前年比(件数) | 前年比(%) | 備考 |
|---------|-----------|---------|--------|----|
| 救急出動件数 | 4,832,900 | 274,951 | 6.0 | |
| 搬送人員(人) | 4,577,403 | 245,486 | 5.7 | |

6.5秒に1回の割合で出動 国民28人に1人が救急搬送
現場到着まで平均6.3分

6. 自主的な防災活動と災害に強い地域づくり

(平成16年4月1日現在)

| | 組織(団体)数 | 人数 | 備考 |
|---------|------------|--------|---------------------|
| 自主防災組織 | 11万2,052組織 | | 2,480市区町村(組織率62.5%) |
| 婦人防火クラブ | 1万4,351団体 | 約223万人 | |
| 少年消防クラブ | 5,980団体 | 約46万人 | (平成16年5月1日現在) |
| 幼年消防クラブ | 1万4,624団体 | 約125万人 | (平成16年5月1日現在) |



火災予防条例(例)の一部改正の概要について

～一連の産業災害を踏まえた火災予防対策の充実強化～

危険物保安室

1 改正の経緯

平成15年後半には、我が国を代表する企業の危険物施設を含めた産業施設での火災事故等が頻発し、大規模な被害をもたらした。8月には三重ごみ固形燃料(RDF)発電所爆発・火災事故が、9月には(株)ブリヂストン栃木工場タイヤ火災事故などが発生している。

このような一連の産業事故を受け、消防庁としては産業災害事故防止対策を進めてきているところである。

平成16年6月には消防法の一部が改正され(消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律(平成16年法律第65号))、指定数量未満の危険物及び指定可燃物について、これまでの「貯蔵又は取り扱いの技術上の基準」のみでなく、「貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準」についても、市町村条例で定めることとなった。

また、三重ごみ固形燃料発電所爆発・火災事故を契機に、危険物の規制に関する政令等の一部が改正され(危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第225号))、数量1,000キログラム以上の再生資源燃料が指定可燃物に追加された。

以上の法令改正に伴い、各市町村で定めている火災予防条例の改正が行われる予定であるが、それに先立ち、消防庁としても火災予防条例の例である「市(町・村)火災予防条例(例)」(昭和36年11月22日付自消甲予発第73号。以下「条例(例)」という。)を改正することとしたものである。

なお、今回の条例(例)の改正に当たっては、以上2点の法令改正に伴う改正のみならず、「消防防災分野における現下の諸課題への対応方策に関する答申(平成15年12月24日消防審議会答申)」を踏まえ、一連の企業災害の防止対策のための所要の改正も併せて行っている。以下、その概要を解説する。

2 改正の概要

指定可燃物等の貯蔵又は取り扱いに関するソフト基準・ハード基準の整理

指定数量未満の危険物及び指定可燃物については、従

来から消防法第9条の3により、その貯蔵又は取り扱いに関する技術上の基準(ソフト基準)について市町村条例で定めることとしていたところである。今次の消防法改正により、新しく第9条の3第2項が新設され、指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準(ハード基準)についても市町村条例で定めることとなった(ただし、第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準は除く。なお、当該改正規定の施行は平成17年12月1日の予定であるが、今次の改正により新しく消防法第9条の2が新設される(平成18年6月1日施行)関係で、平成18年6月1日から第9条の3は新法第9条の4となる。)

これまでの市町村条例においては、実態としてはハード基準についても定めており、条例(例)においても同様の構成となっていた。

そこで今回の条例(例)改正では、第31条の2から第31条の6、第31条の8、第33条、第34条について、各条の第1項をソフト基準、第2項をハード基準として整理した(ただし、第31条の3の2についてはハード基準しかないため、本項のみとなっている。)

なお、後述する再生資源燃料及び合成樹脂類に関する規定(第33条及び第34条)を除いて、ソフト・ハード基準の内容の変更、加除は特にないため、以上の改正については基本的に形式的な改正となる。

再生資源燃料について

1で既述したとおり、数量1,000キログラム以上の再生資源燃料が指定可燃物に追加されたことに伴い、条例(例)別表第八に再生資源燃料を追加し、下欄の数量を1,000キログラムとした(危険物の規制に関する政令別表第四と同様。)

また、第34条の綿花類等に該当することとし、綿花類等に共通して適用される防火対策を再生資源燃料についても適用することとした(第34条第1項第1号から第4号及び同条第2項第1号)。

また、再生資源燃料のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの(以下「廃棄物固形化燃料等」という。)についてはさらに必要なソフト・ハード基準を追加している(第34条



第1項第5号及び同条第2項第4号)。廃棄物固形化燃料等については、水分による発酵発熱等により発熱発火の危険性が高く、再生資源燃料の中でもさらに厳重な防火安全対策が必要なためである。

具体的には、ソフト基準として適切な水分管理、受け入れ時の適切な温度管理、適切な集積高さ、発熱状況の監視を定め(第34条第1項第5号)、ハード基準として温度測定装置の設置、発熱時の迅速な排出が可能な構造が定められている(同条第2項第4号)。

なお、再生資源燃料には今後開発されるものも含めて多種のものがあると考えられる。廃棄物固形化燃料(RDF)については、その成分構成から水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるものとみなされるが、他の再生資源燃料にあっては、想定される貯蔵、取扱条件において同種の危険性を生じるか否かに関し当該物品の製造者等が把握すべきものである。

合成樹脂類について

合成樹脂類については、(株)ブリヂストンタイヤ栃木工場火災において、工場の火災が屋外に大量に集積されていたタイヤに延焼し、重大な被害をもたらしたことを踏まえ、ハード基準を追加規定した。

具体的には、屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所については、隣接する建物等との相互延焼など火災拡大防止等を図るため、周囲に1メートル(別表第八で定める数量の20倍以上の場合は3メートル)の空地又は防火塀を設置することとした。ただし、開口部(窓や扉)のない防火構造の壁、不燃材料で造った壁に面するとき、または水幕設備を設ける等必要な措置を講じた場合はこの限りではない(第34条第2項第3号口)。

また、旧第34条第7号口において、合成樹脂類を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合には火災被害局限化のために貯蔵する場所と取り扱う場所の間を不燃性の材料を用いて区画することとしていたところであるが、さらに異なる取り扱いを行う場合の取り扱う場所相互間についても同じく区画することとした(第34条第2項第3号八)。

危険要因の把握と必要な措置について

産業災害防止の実効性を確保するためには、消防機関による適切な指導、規制の徹底が必要なのは言うまでもないが、併せて指定可燃物等を取り扱う各企業においても、経営者が自らの責任の下に社会情勢の変化に応じた安全管理体制を再構築する必要がある。

特に指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う事業所には、様々な形態のものがあり、行政による一律の規制・基準のみでは十分ではない。各事業所の実態に応じた安全確保のためには、事業者が自らその事業所の危険要因を的確に把握し、それに対する対策を講じることが必要である。

そこで、新第34条の2に廃棄物固形化燃料等、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類について、別表第八で定める数量の100倍以上を貯蔵し、又は取り扱う場合は、その場所の火災の発生・拡大の危険要因を把握するとともに、その要因に応じた有効な措置を講じるよう定める規定を新設した。

今後事業者による危険要因の把握に当たっては、一般には類似施設の事故、トラブル事例等を参考に当該施設の火災発生・拡大要因を整理することとなるが、その手法について限定されたものではなく、例えば施設形態、貯蔵・取扱形態が類型化されるような施設にあっては、これまでの経験・知見に基づき構成設備、取扱工程等ごとに想定事故形態とそれに対応するために必要と考える対策の整理をする方法も考えられる。

施行期日・経過措置・その他

新条例(例)の施行は、消防法及び危険物の規制に関する政令の一部改正の施行に合わせ、平成17年12月1日とする(附則第1条)。

経過措置については、現存する廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う施設については、施設の保安確保のために必要な最少限度の回数であり、それぞれ連続するおおむね2カ月以内の期間で、適切な発熱・発火防止対策及び発火時の適切な拡大防止対策が講じられている場合に限り、第34条第1項第5号八の規定は当分の間適用しないとした(附則第2条)。

また、合成樹脂類に係る異なる取り扱い相互間の区画についての規定(第34条第2項第3号八の新規追加部分)は、既存の施設には適用しないこととした(附則第3条第2項)。

さらに合成樹脂類の貯蔵・取り扱いを行っている屋外の場所について周囲に空地を設ける規定(第34条第2項第3号口)及び廃棄物固形化燃料等に係るハード基準の規定(第34条第2項第4号)については、平成19年11月31日までは適用しないこととした(附則第3条第1項及び第4条第1項)。



非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用

救急救助課

1 経緯

非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)(以下「AED」という。)の使用については、平成15年11月から厚生労働省において、「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用のあり方検討会」が開催され、平成16年7月に報告書が取りまとめられた。報告書の概要は、以下に挙げるものである。

救命の現場に居合わせた一般市民がAEDを用いることは一般的に反復継続が認められず医師法違反にならないこと。

業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し、応急の対応をすることが期待・想定される非医療従事者(以下「一定頻度者」という。)が、AEDを使用した場合であっても次に挙げる4つの条件を満たしている場合は、医師法違反とならないこと。

- i) 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること。
- ii) 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること。
- iii) 使用者が、AEDの使用に必要な講習を受けていること。
- iv) 使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていること。

一般市民がAEDを使用するための講習に関しては、概ね3時間程度とし講習プログラムが示されたこと。

2 「応急手当普及啓発推進検討会」における検討結果について

消防庁においても、「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用のあり方検討会報告書」を踏まえた消防機関の対応を検討するため、「応急手当普及啓発推進検討会」を開催し、救急隊員及び一般消防職員がAEDを使用するために必要な講習プログラムの検討、応急手当指導員講習及び応急手当普及員講習プログラムの検討、普通救命講習及び上級救命講習プログラムの検討をそれぞれ行った。

まず、救急隊員及び一般消防職員がAEDを使用できる体制を構築することを目標として検討を実施した。特に救急隊員については、その業務の特性からAEDの使用に関して、救急救命士に準じた技量を備えるような到達目標を設定し、AEDを使用する際の傷病者の病態、使用した場合の病態変化の可能性、また、変化した場合の対処等、実際の現場において十分に活動が可能となるような講習プログラムを作成した。

また、講習の実施に当たっては、AEDの使用も含めた救急業務の事後検証体制の充実等とも密接に関係するこ



とから、メディカルコントロール協議会との連携を図ることとした。

なお、既存の救急隊員、一般消防職員への講習は、この講習プログラムに従い、消防本部等が中心に実施されることとなるが、AEDの使用は既に一般市民にも可能となっていることから、消防職員にとって常識的な知識・技術となり、新規の消防職員に対しては、消防学校での初任教育の中で実施することが望ましいとした。

消防機関における応急手当普及啓発活動については、全国の消防機関において実施されている救命講習等をAEDの内容を含んだものとするための検討を行い、現行の講習の質の担保を図りつつ、普通救命講習、上級救命講習の講習プログラムを変更するとともに、一定頻度者用の講習プログラムを新設した。また、併せて指導者とな

るための応急手当指導員、応急手当普及員の講習プログラムについても必要な知識・技術を整理し、内容の変更を行った。(表1、表2参照)

3 まとめ

消防機関において救急隊員及び一般消防職員に対する講習が円滑に行われ、各消防本部の関係施設、未積載の救急車、ポンプ自動車等へAEDが配備されれば、心肺停止傷病者に対する迅速な除細動の実施が可能となり、一般市民に対するAEDの普及啓発についても、消防機関を中心に実施されれば更なる救命率の向上が図られる。

今後も、医師、救急救命士等の医療従事者と救急隊員、一般消防職員、一般市民等の非医療従事者の協力により、救急救命の体制強化を図ることが重要なものとなるであろう。

表1 普通救命講習

| 項 目 | | 細 目 | | 時間(分) | |
|--------------------------|--------------------|-----------------|------------------|-------|---|
| 応急手当の重要性 | | 応急手当の目的・必要性等 | | 15 | |
| 救命に必要な応急手当 (成人に対する方法) | 心肺蘇生法 | 基本的な心肺蘇生法(実技) | 意識の確認、通報、気道確保要領 | 165 | A |
| | | | 呼吸吹き込み人工呼吸法 | | |
| | | | 循環のサインと心臓マッサージ要領 | | |
| | | | シナリオに対応した心肺蘇生法 | | |
| | | | AEDの使用法 | | |
| | AEDの使用法(ビデオあるいはデモ) | | | | |
| | 指導者による使用法の実際の呈示 | | | | |
| | AEDの実技要領 | | | | |
| | 効果確認 | 心肺蘇生法の効果確認(一人法) | | | |
| | 異物除去法 | 異物除去要領 | | | |
| 止血法 | 直接圧迫止血法 | | | | |
| | 止血帯法 | | | | |
| 知識の確認(筆記試験) | 知識の確認 | 60 | B | | |
| 実技の評価(実技試験) | シナリオを使用した実技の評価 | | | | |
| | | | | 計240 | |

Aが「普通救命講習」180分、A+Bが「一定頻度者」240分となる。

表2 上級救命講習

| 項 目 | | 細 目 | | 時間(分) | |
|---|--------------------|---------------------|-------------------------|-------|--|
| 応急手当の重要性 | | 応急手当の目的・必要性等 | | 15 | |
| 救命に必要な応急手当 (成人に対する方法) (小児に対する方法) (乳児に対する方法) (新生児に対する方法) | 心肺蘇生法 | 基本的な心肺蘇生法(実技) | 意識の確認、通報、気道の確保要領 | 345 | |
| | | | 呼吸吹き込み人工呼吸法 | | |
| | | | 循環のサインと心臓マッサージ要領 | | |
| | | | シナリオに対応した心肺蘇生法(一人法・二人法) | | |
| | | | AEDの使用法(ビデオあるいはデモ) | | |
| | AEDの使用法(ビデオあるいはデモ) | | | | |
| | 指導者による使用法の実際の呈示 | | | | |
| | AEDの実技要領 | | | | |
| | 効果確認 | 心肺蘇生法の効果確認(一人法・二人法) | | | |
| | 異物除去法 | 異物除去要領 | | | |
| 止血法 | 直接圧迫止血法 | | | | |
| | 止血帯法 | | | | |
| 知識の確認(筆記試験) | 知識の確認 | | | | |
| 実技の評価(実技試験) | シナリオを使用した実技の評価 | | | | |
| その他の応急手当 | 傷病者管理法 | 衣類の緊縛解除 | 120 | | |
| | | 保温法 | | | |
| | | 体位管理 | | | |
| | | 包帯法 | | | |
| | | 副子固定法 | | | |
| | 外傷の手当要領 | 熱傷の手当 | | | |
| | | 搬送の方法 | | | |
| | | 担架搬送法 | | | |
| | 搬送法 | 搬送の方法 | | | |
| | | 応急担架作成法 | | | |
| | | | | 計480 | |

上級救命講習の内容は、「一定頻度者」としての内容を含む。

平成17年1月26日は第51回文化財防火デー

予防課

昭和24年1月26日に、1300年の歴史を持ち世界的至宝である日本最古の壁画が描かれた奈良県法隆寺金堂が焼損したことから、消防庁と文化庁では、文化財を火災や震災、その他の災害から保護するとともに、国民一般の文化財愛護思想の普及高揚を図ることを目的として、昭和30年にこの日を「文化財防火デー」と定め、以来この日を中心として全国的に文化財防火運動を展開してきました。文化財防火デーは、昨年第50回の節目の年を迎え、運動の開始から半世紀が経過しました。文化財防火は文化財

の所有者・管理者だけで成し遂げられるものではなく、地域の住民や消防機関などが一体となって継続的に取り組むことにより、効果的なものとなります。地域に根付いた防火活動を定着させ、文化財を災害から守っていきましょう。

また昨年は、新潟県中越地震や相次ぐ風水害により多くの文化財に被害がでました。防災訓練等の実施にあたっては地域の特性を踏まえ、今まで以上に、震災や風水害等に対する防災の観点も考慮して下さい。



地元住民による消火訓練
(東京消防庁提供：
東京都目黒区・円融寺)

第51回 文化財防火デー実施要項

第1 趣旨

1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日(昭和24年)に当たるので、この日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守るため、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るものである。

第2 主唱

文化庁・消防庁

第3 名称

第51回 文化財防火デー

第4 期日

平成17年1月26日(水)

第5 実施方針

- 1 国及び地方公共団体は、国民一般の文化財保護に対する関心を高めるために、積極的に防火訓練その他の防災訓練等の行事を実施するとともに、広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るものとする。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であり、文化財の所有者、管理者その他の関係者は、平素から文化財の防災体制の整備や防災対策の強化を図るべきであるが、特に「文化財防火デー」を迎えてこのことを再認識し、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。
- 3 文化財を災害から守るためには、関係機関や文化財関係者のみならず文化財周辺地域住民との連携・協力が必要である。「文化財防火デー」を機会に、文化

財愛護思想の普及と日頃から連携を密にすること等による広域的な地域ぐるみ、住民ぐるみの防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

第6 実施事項

1 国（文化庁・消防庁）においては、次の事項を実施するものとする。

- (1) 政府刊行物による広報
- (2) 放送・新聞等による広報

2 地方公共団体にあつては、文化財関係者、消防関係者、教育関係者及び地域住民の協力の下で、次の事項等を実施するものとする。

(1) 防災訓練等の実施

- ア 防災訓練（特に消防機関への円滑な通報体制の確立）
- イ 文化財建造物等への立入検査及び防火・防災指導
- ウ 消防用設備等の定期点検の励行の指導
- エ 伝統的建造物群保存地区の住民及び文化財周辺地域の住民に対する防災指導及び防災協力体制の整備の指導

(2) 広報活動

- ア 文化財の防災に関する各種広報活動の実施（テレビ、ラジオ、有線放送等の活用及び広報用資料の刊行）
- イ 防災訓練及び防災施設の見学会の実施

(3) その他

- ア 文化財の所有者、管理者その他の関係者を対象とした文化財の防災に関する講習会、研究会等の実施（消火の知識、技術の習得等）
- イ 学校、博物館等における適切な行事の実施（文化財講座、文化財愛護写真展等）
- ウ 放火による火災が増加傾向にあることを踏まえた文化財関係者等に対する放火火災防止対策等の必要性の周知と樹立の要請

3 文化財の所有者及び管理者は、教育委員会及び消防関係機関等と緊密な連絡の下で、次の事項を実施するものとする。

(1) 防災訓練の実施

- ア 通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練の実施
消防機関に対する通報、消火器・消火栓・ポンプ等を活用した初期消火等について十分な訓練を行うこと。この場合、指定文化財（美術工芸品・民俗文化財等）の搬出は、当該指定物件の性質を

熟知の上、慎重に行い、物件によっては実物を避け、代替物件を用いて行うこと。

なお、観覧者の多い社寺等の場合は、観覧者の避難誘導のための訓練も併せて行うように努めること。

イ 防災訓練後の点検、整備及び研究

消火訓練後の貯水槽への水の補給、消火器への消火薬剤の補充等を確実に実施するとともに、防災訓練終了後に改善すべき事項について十分検討の上、適切な措置をとるように努めること。

(2) 防災対策の推進

ア 消防計画の作成と計画に基づく防災体制の整備
消防計画は、文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に即したものとすること。

また、防災体制の整備については、特に自衛消防組織の充実強化が図られるよう努めること。

自衛消防組織は、原則として文化財を所有・管理する社寺等の職員により構成されるものであるが、職員がいない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等には、あらかじめ対策を講じておくこと。

イ 火災、震災時等の危険が予想される箇所の早期発見と改善

ウ 巡視等の励行

エ 通報、情報、警報連絡体制の確立

オ 消防用設備等及び防災設備の点検・整備

消火器、自動火災報知設備、非常通報装置その他の消防用設備等及び防災設備について、外観上及び機能上の定期的点検、整備の励行に努めるとともに設備の操作に習熟しておくこと。また、消防用設備等の点検の結果は点検票及び維持台帳に記録し、これを消防機関に報告する等消防用設備等の維持管理に留意すること。

カ 消防用設備等の代替措置

震災時に消火栓や非常通報装置が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。

キ 震災等に対処するための木造建造物等の点検及び応急資材の準備

ク 電気・ガス設備、火気使用箇所、可燃性物品・危険物保管場所等の点検及び整理

ケ 避難路、避難場所の点検及び整備

コ 市町村火災予防条例によるたき火、たばこ等の使用禁止区域の明確化とその励行

サ 文化財周辺環境の整理・整頓

シ 消防機関による防火診断

第7回 全国消防救助シンポジウムの開催

救急救助課

1 概要

消防庁では、平成16年12月1日(水)に東京都新宿区、神宮外苑内の「日本青年館大ホール」において、救助技術の向上及び啓発並びに救助隊員相互の交流を図り、我が国における救助体制の一層の充実を図ることを目的として、全国消防救助シンポジウムを開催しました。

今年は、救助隊員の救助技術等のさらなる向上を促進するため、「救助活動における新たな救助技術等の導入について」というテーマのもと開催されました。

基調講演では、数々の山岳救助に携わってきた日本山岳レスキュー協会会長の山本一夫氏と海上保安庁特殊救難隊で隊長の経歴をもつ片岡秀一氏を迎え、山岳や海洋で培われてきた救助技術、資機材等の紹介をしていただきました。

また、新潟県中越地震による妙見堰での母子3人の救出活動現場で実際に救助活動に携わった東京消防庁の田中英夫氏から「新潟県中越地震長岡市妙見町救助活動の概要」についてお話をいただくとともに、消防研究所の座間信作氏からは、「新潟県中越地震のメカニズムについて」緊急報告していただきました。

また、新たな試みとして、会場の入口ロビーにおいて、今年発生した主な災害における救助現場の写真パネルや救助資機材等の展示を行いました。

2 内容

(1) 講演

山本 一夫 (日本山岳レスキュー協会会長)
演題「山岳救助技術と資機材」
片岡 秀一 (海上保安庁警備救難部救難課専門官)
演題「ヘリコプターと連携した人命救助について」



第7回 全国消防救助シンポジウムの様子

(2) 緊急報告

田中 英夫 (東京消防庁警防部特殊災害課長)
演題「新潟県中越地震長岡市妙見町救助活動の概要」
座間 信作 (独立行政法人消防研究所防災研究グループ長)
演題「新潟県中越地震のメカニズムについて」

(3) 救助活動事例発表

全国の消防本部の応募の中から選ばれた7事例の発表が行われました。

発表者及び演題は以下のとおりです。

司会者
打明 茂樹 (総務省消防庁消防大学校調査研究部長)

発表者
前川 昌広 (札幌市消防局)
「スタティックロープ等の都市型救助対応への取り組みについて」
阿部 和幸 (東京消防庁)
「NBC災害における安全で効率的な救助活動」
鈴木 正己 (名古屋市消防局)
「山岳救助資器材を使用した高所・低所救助活動の改革」
帖佐 義文 (一宮市消防本部)
「変化する都市型災害の救助活動と今後の課題」
青戸 一之 (鳥取県西部広域行政管理組合消防局)
「新たな救助技術転用の試みについて」
下村 哲也 (北九州市消防局)
「SKED担架を使用した救助法」
末松 貴 (福岡市消防局)
「都市型ロープレスキューの考案と活用法」

(4) パネルディスカッション

表 題
「新しい救助資機材と技術の導入について」

司会進行 矢嶋 秀明 (東京消防庁警防部救助課長)

コーディネーター 武居 丈二 (総務省消防庁救急救助課長)

パネラー 山本 一夫 (日本山岳レスキュー協会会長)
片岡 秀一 (海上保安庁警備救難部救難課専門官)
藤吉 茂 (札幌市消防局警防部消防救助課長)
三好 和人 (東京消防庁第三消防方面本部
消防救助機動部隊・総括部隊長)
小野 和夫 (横浜市消防局警防部次長兼警防課長)
奥村 政義 (名古屋市消防局消防部特別消防隊長)
大黒 順一 (福岡市消防局警防部救急救助課長)

3 おわりに

本シンポジウムが全国の救助隊員等の情報交流の場として積極的に活用され、今後の救助技術の向上に大きな役割を果たしていくことを期待しています。

「消防庁NBCテロ・国民保護図上訓練」開催結果

国民保護室・国民保護運用室

さる11月30日、内閣官房が計画する「テロ対処に関する図上訓練」に消防庁として参加し、国民保護法に基づく緊急処理事態における消防庁の対応の流れを確認するとともに、併せて、消防庁内の対処体制及び対処要領の改善についての資を得ることを目的とした「消防庁NBCテロ・国民保護図上訓練」を、国民保護法の施行後、初めて実施しました。

武力攻撃災害が発生した場合、消防庁には消防の応援等に関する指示などを行うとともに、地方公共団体との窓口として国と地方を結びつける重要な役割が期待されています。

今回の訓練では、化学テロが発生した場合の緊急処理事態の場を通じ、

地方に対する警報、避難措置の指示の通知
地方からの被災情報、安否情報の収集
関係省庁との連絡・調整要領 など



消防庁危機管理センターにおける図上訓練風景



図上訓練における統制部（コントローラー）

政府（プレスリリース）では「テロ対処に関する図上訓練」

国民保護で消防庁が所管する具体的な業務を訓練しました。

この訓練を通じて、国民保護法に基づく武力攻撃事態や緊急処理事態に関する対処体制の在り方やこれから取り組むべき課題が明らかにされ、今後の国民保護を進めていくうえで大変参考となりました。

以下、「消防庁NBCテロ・国民保護図上訓練」の開催結果について簡単に紹介します。

1 訓練内容

東京都内の2箇所で化学テロが発生したという想定のもと、国民保護法に基づく緊急処理事態における消防庁の対応の流れの確認等を内容とする訓練を実施。

2 参加機関

消防庁：約210名

（消防庁本庁、消防大学校、独立行政法人消防研究所）



図上訓練におけるマスコミ取材



訓練用緊急処理事態対策本部の看板

平成16年度消防功労者総務大臣表彰式

総務課

平成16年度消防功労者総務大臣表彰式が、さる11月18日(木)13時30分から総務省講堂において、徳田正明日本消防協会会長、可沼伸一全国消防長会副会長、岩淵三男都道府県消防主管課長会会長を来賓に迎え、盛大に挙行されました。

消防功労者総務大臣表彰は、昭和63年に創設され、「国民の生命、身体、財産を災害等から防護するため、郷土愛護の精神に基づき、消防活動、火災予防思想の普及等に献身的に尽力している消防団員及び消防関係者の士気高揚を図り、職務に精励する励みとする」という目的で、「119番の日」(11月9日)にちなみ、毎年11月に実施しているものです。

受賞者は防災リーダーとして地域社会の安全確保、防火思想の普及等に尽力し、その功績が顕著な方々です。

表彰式では、麻生太郎総務大臣の挨拶の後、大臣から受賞者一人ひとりに表彰状が授与され、最後に受賞者を代表して、井上雅實福岡市博多消防団団長が謝辞を述べて終了しました。

なお、栄えある受賞者の方々は次のとおりです。

| | |
|--------|-------------------|
| 石田 豊治 | 北海道長万部町消防団団長 |
| 馬場 守 | 福島県伊南村消防団団長 |
| 菊池 正 | 東京都青ヶ島村消防団団長 |
| 上田 信雅 | 富山県砺波市消防団団長 |
| 山岡 重富 | 京都府加茂町消防団団長 |
| 小川 末和 | 大阪府松原市消防団団長 |
| 根垣 頼信 | 奈良県東吉野村消防団団長 |
| 恩地里 一 | 山口県美和町消防団団長 |
| 藤原 清一 | 高知県吾川村消防団団長 |
| 井上 雅實 | 福岡県福岡市博多消防団団長 |
| 伊藤 英昭 | 熊本県小国町消防団団長 |
| 末廣 秋男 | 鹿児島県隼人町消防団団長 |
| 三木 慶 | 沖縄県石垣市消防団団長 |
| 吉田 八重子 | 宮城県婦人防火クラブ連絡協議会会長 |
| 藤原 いと | 滋賀県女性防火クラブ連絡協議会会長 |



消防功労者総務大臣表彰式

総務大臣感謝状及び消防庁長官表彰・感謝状の授与 ～平成16年新潟県中越地震長岡市妙見町土砂崩れ現場における救助活動～

総務課

今回の総務大臣感謝状及び消防庁長官表彰・感謝状受賞者は、平成16年10月23日、新潟県中越地震により発生した長岡市妙見町土砂崩れ現場に出動し、救助活動に功労のあった地元消防本部、新潟県内応援隊、緊急消防援助隊及び独立行政法人で、次の7都県41隊及び1団体です。

1 総務大臣感謝状贈呈式

11月19日(金)16時から総務大臣室において、今井 宏総務副大臣、松本 純総務大臣政務官のご列席のもと、麻生 太郎総務大臣から受賞隊へ感謝状が贈呈されました。



2 消防庁長官表彰式及び感謝状贈呈式

同日15時から総務省講堂において挙行されました。林 省吾消防庁長官から、今回の救出活動は、消防の信頼を大いに高めるものであるとともに、緊急消防援助隊の性格と任務が全国民の前に一層明確になった旨を述べ感謝の意が表されました。その後、受賞隊ごとに表彰状が授与され、最後に受賞隊を代表し、田中英夫東京消防庁緊急消防援助隊指揮隊長が謝辞を述べ、終了しました。

総務大臣感謝状及び消防庁長官表彰・感謝状

- (1) 地元消防本部 (1本部: 1隊)
長岡市消防本部 指揮隊
- (2) 新潟県内応援隊 (1本部: 1隊、1県航空隊)
新潟市消防局 特別救助隊
新潟県 消防防災航空隊
- (3) 緊急消防援助隊 (32消防本部 (6都県): 38隊)
 - ・宮城県 仙台市消防局 緊急消防援助隊 指揮隊
 - ・茨城県 水戸市消防本部 緊急消防援助隊 指揮隊
水戸市消防本部 救助隊
日立市消防本部 救助隊
茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部 救助隊
つくば市消防本部 救助隊
筑西広域市町村圏事務組合消防本部 救助隊
ひたちなか市消防本部 救助隊
新治地方広域事務組合消防本部 救助隊
阿見町消防本部 救助隊
那珂瓜連地区事務組合消防本部 救助隊
稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部 救助隊
 - ・栃木県 宇都宮市消防本部 緊急消防援助隊 指揮隊
宇都宮市消防本部 救助隊
足利市消防本部 救助隊
黒磯那須消防組合消防本部 救助隊
 - ・千葉県 千葉市消防局 緊急消防援助隊 指揮隊
千葉市消防局 救助隊
船橋市消防局 救助隊
市川市消防局 救助隊
松戸市消防局 救助隊
市原市消防局 救助隊
柏市消防本部 救助隊
 - ・東京都 東京消防庁 緊急消防援助隊 指揮隊
東京消防庁 第八消防方面本部 消防救助機動部隊
東京消防庁 消防ヘリコプター機動部隊
 - ・長野県 長野市消防局 緊急消防援助隊 指揮隊
長野市消防局 救助隊
松本広域消防局 救助隊
上田地域広域連合消防本部 救助隊
諏訪広域消防本部 救助隊
佐久広域連合消防本部 救助隊
飯田広域消防本部 救助隊
伊那消防組合消防本部 救助隊
千曲坂城消防本部 救助隊
北アルプス広域消防本部 救助隊
岳北消防本部 救助隊
木曽広域消防本部 救助隊
- (4) 独立行政法人 消防研究所 (安全技術支援) (1団体)



消防庁長官表彰受賞者との記念撮影

消防法施行令の一部改正等の概要 (住宅用火災警報器等関係)

防火安全室

はじめに

住宅火災による死者数の急増を踏まえ、住宅に住宅用火災警報器等の設置等を義務付けるため、「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律」(平成16年6月2日法律第65号として公布)により、消防法の一部改正が行われました。

この中で、住宅用火災警報器等の設置及び維持については、消防法第9条の2において、政令で定める基準に従い、市町村条例で定めるとされたことから、「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」(平成16年10月27日政令第325号として公布。以下「改正政令」という。)により消防法施行令を一部改正するとともに、さらに、「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定の基準を定める省令」(平成16年11月26日総務省令第138号。以下「設置維持省令」という。)を新たに制定しました。

改正政令及び設置維持省令について、その概要を以下に説明します。

概要

1 住宅への設置・維持が義務付けられる「住宅用防災機器」

住宅に設置・維持を義務付ける住宅用防災機器は、(1)住宅用防災警報器(以下「住警器」)又は(2)住宅用防災報知設備((1)及び(2)をあわせて「住警器等」という。)とすることとしました。(改正後の消防法施行令(以下「令」という。)第5条の6)

2 住警器等の設置場所

「住警器」又は「住宅用防災報知設備の感知器」を設置・維持すべき住宅の部分は以下の部分としました。

- (1) 寝室(令第5条の7第1項第1号イ)
- (2) 寝室がある階(避難階を除く。)の階段(屋外のものを除く。以下(2)(3)において同じ。)(令第5条の7第1項第1号ロ)
- (3) 3階建て住宅で、寝室が3階のみにある場合の1階の階段(設置維持省令第4条第1号)
- (4) 3階建て住宅で、寝室が1階のみにある場合の3階の階段(設置維持省令第4条第2号)
- (5) 1つの階に、一定規模以上の居室が5室以上ある階((1)から(4)に該当する階を除く。)の廊下等(設置維持省令第4条第3号)

3 住警器の設置・維持に関する基準

住警器の設置及び維持に関する基準は、おおむね以下のとおりです。(設置維持省令第7条)

住宅用防災警報器は、天井(壁等から0.6メートル以上離れている屋内部分)又は壁(天井から下方0.15メートル以上0.5メートル以内の屋内部分)に設けること。

同一階に5室以上ある階の廊下については光電式住警器又はイオン化式住警器を用い、これ以外の部分については、光電式住警器を用いること。

電池切れの警報・表示があった場合は、適切

に電池を交換すること。

交換期限が経過した場合等には、適切に住警器を交換すること。

4 住宅用防災報知設備の設置・維持基準

住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準は、おおむね以下のとおりです。（設置維持省令第8条）

2（5）に該当する階の廊下については光電式スポット型感知器又はイオン化式スポット型感知

器を用い、これ以外の部分については、光電式スポット型感知器を用いること。

受信機は、操作に支障が生じない場所であり、かつ、住宅の内部にいるものに有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。

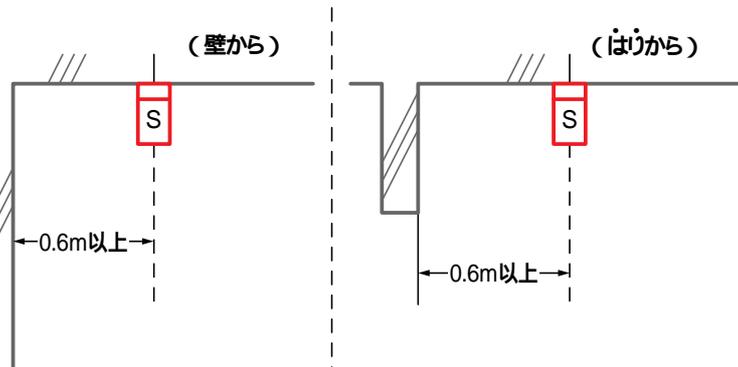
感知器を設置した階に受信機が設置されていない場合は、補助警報装置を当該階に設置すること。

感知器は、電池切れの警報・表示があった場合は、適切に電池を交換すること。

感知器は、交換期限が経過した場合等には、適切に交換すること。

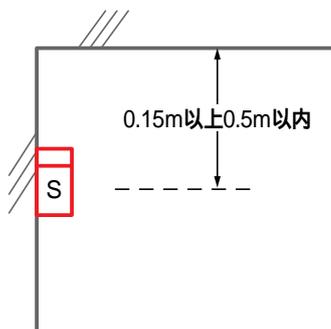
天井に設置する場合

壁又ははりから0.6メートル以上離れた位置に設置する



壁に設置する場合

天井から0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁（消防法施行規則第7条第2号ロ）



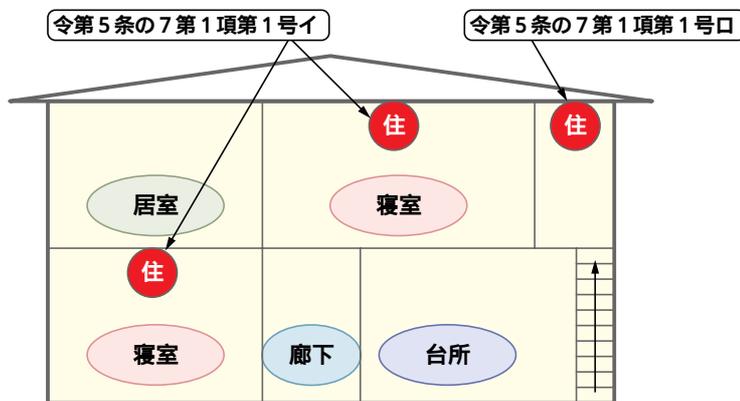
5 その他

(1) 前1～4に掲げるもののほか、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されている住宅への設置免除（令第5条の7第1項第3号、設置維持省令第6条）地方の気候・風土の特殊性を勘案した異なる条例基準の制定（令第5条の9）、火災予防上の観点からの消防長等の判断による適用除外（令第5条の8）等について定められております。

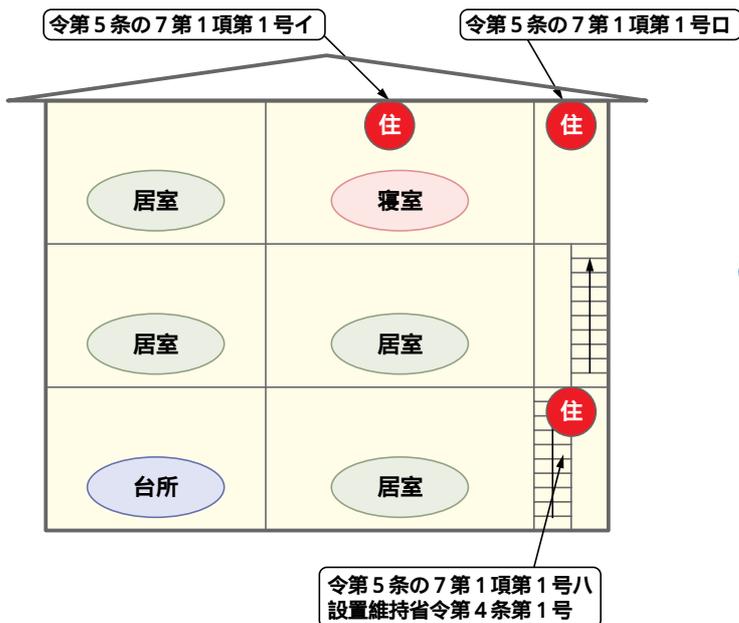
(2) 令第5条の6に基づく、住警器等に係る技術上の規格を定める総務省令は、WTOのTBT（貿易における技術的障害）協定の通報手続を行っており、1月頃に公布する予定です。

(3) 2～5の住警器等の設置・維持に関する基準については、市町村条例で定める必要がありますが、平成16年中には火災予防条例（例）の改正を行い、お知らせいたしますので、各市町村におかれましては、3月定例会における条例改正に向けて準備頂くようお願いいたします。

二階建住宅の設置例



注) 住は、住宅用火災警報器



三階建住宅の設置例

就寝の用に供する居室が3階の一室のみの場合

石油コンビナート等における特定防災施設等及び 防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の概要

特殊災害室

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（平成16年総務省令第140号。以下「改正省令」という。）が、平成16年11月30日に公布され、翌12月1日より施行されました。改正の概要は以下のとおりです。

1 改正の内容について

今回の改正は、特定事業所における重大な火災事例に対処するため、事業者自らによる自主保安体制の整備及び消防機関による事前チェックにより、特定事業所の防災体制の充実強化を図ることを内容とした消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成16年法律第65号。以下「法」という。）の施行に伴い、定期報告制度に係る事項を定める等所要の規定の整備を行ったもので、その内容は次のとおりです。

(1) 法第20条の2の規定により主務省令で定める期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間としました。（第30条第1項関係）

(2) 法第20条の2の規定による防災業務の実施の状況の報告は、次のとおり自衛防災組織及び共同防災組織のそれぞれについて報告するものとなりました。（第30条第2項関係）

自衛防災組織（第30条第2項第1号関係）

- ア 特定防災施設等の設置及び維持管理に関すること。
- イ 防災要員の配置並びに防災資機材等の備え付け及び維持管理に関すること。
- ウ 防災管理者（第一種事業者にあつては、副防災管理者を含む。）に対する研修の受講に関すること。
- エ 防災管理者（第一種事業者にあつては、副防災管理者を含む。）の選任の届出に関すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、防災規程に基づく特定防災施設等の点検並びに防災要員に対する教育及び訓練、異常現象の通報等の実施の状況に関すること。

共同防災組織（第30条第2項第2号関係）

- ア 共同防災組織の防災要員の配置並びに防災資機材等の備え付け及び維持管理に関すること。
- イ 共同防災組織の設置及び変更の届出に関すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、共同防災規程に基づく防災要員に対する教育及び訓練等の実施の状況に関すること。

(3) 防災業務の実施の状況の報告は様式第9及び第10の報告書により行うこととしました。（第30条第3項関係）

(4) 改正省令については平成16年12月1日から施行されますが、改正省令第30条の規定により最初に行う防災業務の実施の状況の報告の期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとしました。（附則関係）

2 改正省令のポイント

今回の改正においては、法第20条の2の委任を受けて、防災業務の報告についてその詳細を定めていますが、内容にあつては従前からの法令において特定事業者に対し課せられてきた事項、つまり、特定防災施設等の設置、防災資機材等の備え付け、各種届出関係及び防災規程に基づく防災業務の実施のほか、先の法改正において新たに規定された防災管理者（第一種事業者にあつては、副防災管理者を含む。）への研修の受講状況について報告を受けるものです。これは、石災法の基本理念である自主保安を堅持し、報告事項を従来の法体系に規定されている事項に限定しつつ、かつ、特定事業所の防災体制を消防機関が網羅的に確認できるよう定めたものです。

また、報告を受ける消防機関にあつては、事業者の自主保安を尊重するとともに、過度の負担がかからないよう、運用において「添付資料を求めない」ことを通知していますが、この一方で、確実な報告を担保するため、報告をする特定事業者に対して、「報告をせず、又は虚偽の報告をした」場合には罰則が科せられることとなっています。

関係機関はもとより、関係事業者にあつても今回の改正の趣旨を深く理解し、石油コンビナート等特別防災区域における防災体制の一層の強化に繋げて頂くようお願いいたします。



兵庫県 西宮市消防局
消防局長 田中 民男

甲子園球場のあるまち・・・西宮

西宮市は兵庫県の南東部にあり、大阪湾から六甲山地にいたる南北に長い市域を持っています。大阪市と神戸市のほぼ中間という好立地にあり、関西有数の住宅都市・文教都市として発展してきました。鉄道網や道路網も発達しており、JR及び阪神、阪急の各私鉄、国道2号・43号・171号・176号、阪神高速神戸線・湾岸線・北神戸線、名神高速道路、中国自動車道、西宮北有料道路などが近隣都市と市内各地を縦横に結んでいます。

人口は、約46万人、世帯数約19万2千世帯、市域面積は100.18km²で阪神都市圏のなかでも豊かな自然に恵まれていることも大きな魅力で、北部は緑の多いレクリエーションゾーン、南部は潮風のさわやかなマリナーゾーンとして親しまれています。

特産品として酒造が挙げられ、文献上西宮に酒屋が初めて見えるのは、応永18年（1411年）です。その後、天保11年（1840年）『宮水』が発見され、清酒の醸造に使用されることになったことから、“灘の生一本”の生産地として名声を得ています。

西宮市を知らない人には、阪神タイガースのホームグラウンドであり、全国の高校球児の憧れの舞台でもある“甲子園球場のあるまちですよ”というのがいちばんわかりやすいのではないのでしょうか。

西宮市消防局は、1局4署3分署1出張所、職員359人体制です。



高校球児憧れの舞台 甲子園球場

大震災を教訓に

平成7年1月17日午前5時46分、阪神・淡路大震災は、甚大な被害をもたらし、長年にわたって築き上げてきた西

宮のまちを一瞬にして破壊し、多くの尊い人命と貴重な財産を奪いました。

震災後、10年が経過し、復興事業も仕上げの段階を迎えた今、私たちは震災の記憶を風化させることなく、震災で得た貴重な教訓や提言を情報発信し、後世に伝えていくことが大切であると考えています。



新しく導入された支援車

殉職事故から1年

平成15年12月20日未明に発生した殉職事故から1年が経過しました。

この事故に際しまして、各方面から多数の哀悼・激励を頂戴し、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

消防局では、この事故を真摯に受け止め、事故直後から事故対策委員会を設置し、原因の究明と今後の課題、対応策について検討を重ね、今後、より一層の安全管理に努め、指揮体制や部隊運用の再構築等この種の事故の再発防止に全力で取り組み、市民に安全と安心を提供する消防行政を目指しています。



西宮市消防葬

高齢者の家庭を防火訪問

鈴鹿市消防本部

鈴鹿市消防本部は16年秋の全国火災予防運動期間中、管内の75歳以上の一人暮らしの高齢者の家庭（1,249戸）を対象に防火訪問を実施しました。この防火訪問は、消防職員と女性消防団員が民生児童委員の協力を得て、日頃の火災予防についての心掛けや暖房・調理器具、プロパンガス等の使用状況等に重点を置いた防火指導を行いました。指導にあたっては、女性消防団員が健康状態や身近な火災予防について、高齢者の立場に立ったきめ細かな言葉をかけながら積極的に相談に応じました。



火災予防についての防火指導を行った

3つの防火看板で火災予防

八代広域行政事務組合消防本部

八代広域行政事務組合鏡消防署泉分駐所は、16年秋の全国火災予防運動に合わせて、手作りの防火看板（縦2m、横1m）を3枚製作し庁舎前に展示しました。

この防火看板は、火災から命を守る3つの防火モチーフを題材に、「火から離れない!」、「燃えやすいものを近づけない!」、「寝たばこをしない!」のキャッチフレーズを書き込みました。所員が非番日を利用して完成させた看板は、大通りに面して展示されているため、地域住民はもとより車で通り掛かるドライバーにも防火を訴えました。



3枚の看板が防火を呼びかけた

消防通信

望

楼

ぼうろう

県内最高層ホテルで消防訓練

ニライ消防本部

ニライ消防本部は16年11月15日、県内の最高層リゾートホテル「ザ・ビーチタワー沖縄」において、消防相互援助協定を結んでいる米軍のキャンプ・パトラー消防及び海軍病院と合同で、火災を想定した消防・救助訓練を実施しました。訓練は、「ホテル11階（地上約30m）客室で火災が発生した」との想定で行いました。負傷者は海軍病院のスタッフによる特殊メイクを施して参加し、バルコニーに取り残された3人と行方不明者の捜索、救助、鎮火までの一連の訓練を本番さながらに実施しました。



県内最高層ホテルでの火災訓練

駅伝大会を通じて火災予防をPR

君津市消防団

君津市消防団は16年11月14日、1本のタスキに火災予防の普及と消防団の団結力強化の願いを託して君津市消防団駅伝大会を開催しました。当日は、14.4kmのコースを13の区間に分け、5個支団対抗で総勢65人の選手が参加しました。選手たちは、沿道に繰り出した市民からの盛大な声援を背に受けながら全員が担当区間を完走し、消防団活動のPRと活性化に大きく貢献しました。成績は、清和地区を管轄する第3支団が54分44秒のタイムで優勝し、2位に第1支団、3位に第5支団が入りました。



防火の願いをこめてたすきが渡された

コラム

C O L U M N

2005

消防庁職員活動服と職名章のご紹介

総務課

消防庁では、災害対応や訓練の際に着用する活動服をリニューアルしました。濃紺とオレンジを基調にした桂 由美デザインによる活動服です。

また、制服・活動服に着用する『職名章』も併せてご紹介します。



職名章

長官



次長・審議官・校長



課室長



課長補佐・教授



係長・助教授



係員



林野火災を防ごう！ ～ 全国山火事予防運動～

防災課

平成15年中の林野火災発生状況をみると出火件数は1,810件（前年比1,533件減）、死者は19人（同2人増）、焼損面積は726ha（同1,901ha減）となっています。

日本における林野火災は、例年春先に多く発生しており、平成15年も例外ではなく、3月から5月までの間に1,003件と年間の55.4%の火災が集中し、特に3月には430件が発生しています。この時期は、山林に燃えやすい落ち葉や枯れ草が多く残っているほか、強風が吹きやすく、また降水量の少ない乾燥した火災の発生しやすい気象状況が続きます。

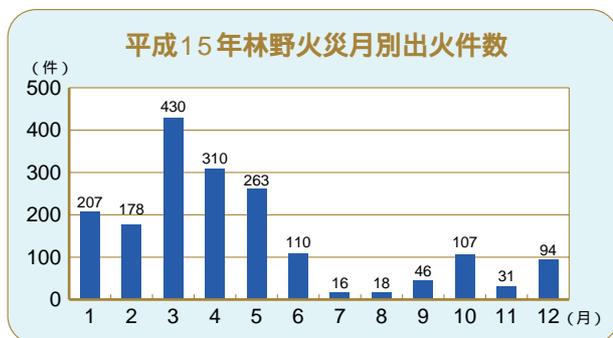
林野火災の出火原因としては、「たき火」、「たばこ」、「火入れ」を出火原因とするものが全体の51.3%を占めるなど、火気の取扱いの不注意や不始末による失火が多くなっています。

消防庁では、林野庁と共同して春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを「全国山火事予防運動」の実施期間とし、全国の消防関係機関において林野火災の予防対策と警戒を強化するほか、ハイカー等の入山者、地域住民、小・中学校生徒を対象とした啓発活動、駅や市町村の庁舎、登山口等へのポスターや警報旗の掲示、報道機関を通じた山火事予防思想の普及啓発、消防訓練

及び研究会の開催、婦人防火クラブの広報活動などを通じて、山火事予防を呼びかけています。

失火による林野火災を未然に防ぐため、レクリエーションやドライブで入山される方は、燃えやすいものの周囲でのたき火や、たばこの投げ捨てなどを絶対にしないことはもちろん、各自のゴミの持ち帰りなどマナーの向上が不可欠です。また、林野の周辺に居住の方や、業務により入山する機会の多い方は、火気を使用される場合は、気象状況、周辺の可燃物の状況に注意するとともに、近くに消火用の水を必ず用意し、完全に火が消えたことを確認してからその場を離れるなど十分な管理をしてください。特に強風注意報や乾燥注意報などが発令されている時は、思いがけない飛び火や急激な火勢の拡大が発生し大火災になりかねませんので、火気の使用は避けてください。

森林は、地球温暖化の主要な原因である二酸化炭素を吸収し、生命に必要な酸素を供給する貴重な資源であり、一度焼失してしまうと、その回復には長い年月と多くの労力を要することになります。林野火災の多くは、一人ひとりの注意でその発生を抑制することができるものです。林野における火気の取扱いには、十分気をつけましょう。

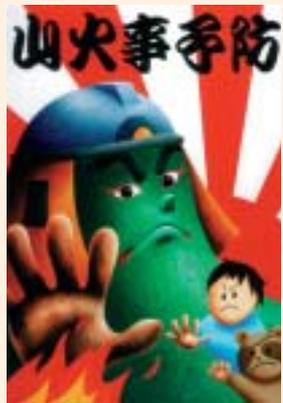


平成16年度山火事予防の標語
「小さな火
山に捨てると
大きな火」

平成16年度山火事予防ポスター 消防庁長官賞受賞作品



島本 隆弘
(岡山県大島中学校3年)



四宮 のどか
(徳島商業高校3年)

ふるさとを災害から守るための 消防団活動への参加の呼びかけ

消防課

消防団は、常備消防と同様に市町村の消防機関であり、その構成員である消防団員は、権限と責任を有する非常勤特別職である一方、他に本業を持ちながら、自らの意思に基づく参加、すなわち、ボランティアとしての性格も併せ有しています。

消防団はほとんどすべての市町村に設置され、平成16年4月1日現在、全国で3,524団、91万9,105人の消防団員が活躍しています。

消防団員は、地域密着性・要員動員力・即時対応力といった3つの特性を活かしながら、消火活動のみならず、大規模災害時には住民の避難誘導や災害防ぎょ等を行っています。また、平常時においても、消火訓練や水防訓練などのほか、応急手当等の講習会、住宅の防火指導の実施、広報誌の発行などの防火啓発活動等を通して、地域住民の安心・安全のため、各地で活発な取り組みが行われています。消防団は、消防本部・消防署が設置されていない非常勤町村にあっては消防活動を全面的に担っており、また、地理や住民の居住先等の地理情報を十分に把握しているため、大規模災害時等には特に能力を発揮しています。

近年は、女性の消防団への参加も増加しており、平成16年4月1日現在、全国で1万3,148人の女性消防団員が通常の災害対応のほか、広報活動、一般家庭の防火指導、独り暮らし高齢者宅への防火訪問や応急手当指導など多岐にわたる活動を行って大きな成果を上げており、今後も一層の活躍が期待されています。

平成16年は、新潟・福島豪雨、福井豪雨、台風第23号等の水災、新潟県中越地震など、大規模な災害が相次ぎましたが、これらの災害において、地元消防団は、地域の防災力の中心として、不眠不休で多岐にわたる活動を行い、住民から高く賞賛されています。

しかしながら、近年、社会環境の変化等を受け、地域によっては消防団員数の減少、サラリーマン団員の増加や高齢化などの課題に直面しています。

地域の安心・安全を守るため、これからもより多くの方々が消防団に参加されることを期待しています。

消防団のホームページ <http://www.fdma.go.jp/syobodan/>
電子メール syobodan@fdma.go.jp
消防団メールマガジンに御登録を!
<http://www.fdma.go.jp/syobodan/magazine/>



新潟県中越地震において防災活動(土のう積み)を行う消防団員
(写真提供:新潟県長岡市消防本部)



放水訓練を行う消防団員
(写真提供:岐阜県恵那市消防本部)

11月の主な通知

| 発番号 | 日付 | あて先 | 発信者 | 標 題 |
|----------------------|-------------|----------------------------------|-------------------------|--|
| 消防消第228号 | 平成16年11月9日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・関係指定都市消防長 | 消防庁消防課長 | 消防団が実施する地域安全活動について |
| 消防震第76号 | 平成16年11月9日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁震災等応急室長 | 緊急消防援助隊調整本部の運用の徹底について |
| 消防消第249号 | 平成16年11月22日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁消防課長 | 新任消防長の教育訓練の計画について(依頼) |
| 消防安第220号 | 平成16年11月26日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁防火安全室長 | 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の公布について |
| 消防安第221号 | 平成16年11月26日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁防火安全室長 | 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の運用について(住宅防火対策関係) |
| 消防消第247号 消防救第284号 | 平成16年11月26日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁消防課長 消防庁救急救助課長 | 消防機関における消防救急自動車の運用について |
| 消防情第206号 消防震第80号 | 平成16年11月26日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁防災情報室長 消防庁震災等応急室長 | 防災行政無線を使用した通信訓練の実施について |
| 消防災第233号 | 平成16年11月29日 | 関係都府県防災主管課長 | 消防庁防災課長 | 地震防災強化計画(東海地震)の作成状況調査について |
| 消防災第234号 | 平成16年11月29日 | 関係都府県防災主管課長 | 消防庁防災課長 | 地震防災対策推進計画(東南海・南海地震)の作成状況調査について |
| 消防特第224号 | 平成16年11月30日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁次長 | 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律(石油コンビナート等災害防止法に関する部分)の運用について |
| 消防特第225号 | 平成16年11月30日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁特殊災害室長 | 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の施行について |
| 消防特第226号 | 平成16年11月30日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁特殊災害室長 | 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の運用について |
| 消防特第227号 | 平成16年11月30日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁特殊災害室長 | 防災規程作成指針及び防災規程作成指針の概説について |

広報テーマ

| 1 月 | | 2 月 | |
|---|-----------------------|---|----------------|
| 文化財を火災から守ろう 1月17日は「防災とボランティアの日」 1月15日～21日は「防災とボランティア週間」 「消火栓」や「防火水そう」などの付近は駐車禁止です！ | 予防課 防災課 消防課 | 林野火災を防ごう ～全国山火事予防運動～ ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ | 防災課 消防課 |

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / (株)近代消防社